

令和5（2023）年度第4回 栃木県地域医療対策協議会	資料5
令和6（2024）年3月12日（火）	

栃木県医師修学資金の 対象診療科の拡充等

栃木県保健福祉部医療政策課
とちぎ地域医療支援センター

栃木県医師修学資金の拡充等

【栃木県医師修学資金】

医師の不足している診療科に将来従事することを条件として貸与し、医師確保が必要な診療科に従事する医師の確保を図るもの

● 対象診療科の拡充

新たに救急科を追加する

⇒対象診療科：産科、小児科、**救急科**の3科に

● 募集定員

3名 ※各診療科1名ずつと限定しない。

● 返還免除の要件となる県内公的医療機関等での勤務について（救急科）

救急部門（救急科、救急センター等）を設置している医療機関のほか、救急対応を行っている救急告示病院も対象とする

栃木県医師研修資金の設置

- 栃木県医師研修資金

対 象： 栃木県医師修学資金の借受者

かつ 医師修学資金の貸与期間が6年に満たない者

貸与期間： 臨床研修期間（上限2年）

※修学資金貸与期間と合算して6年を上限とする

- 返還免除の要件、返還に関する事項等について

栃木県医師修学資金に準ずるものとする。

返還の免除要件：

県内の公的医療機関等で貸与期間の1.5倍の期間（義務年限）勤務すること

返還免除の対象となる医療機関

区分	産科	小児科	救急科
公的医療機関	済生会宇都宮病院 上都賀総合病院 芳賀赤十字病院 那須赤十字病院 足利赤十字病院 佐野厚生総合病院	済生会宇都宮病院 上都賀総合病院 芳賀赤十字病院 那須赤十字病院 足利赤十字病院 佐野厚生総合病院 新小山市民病院 栃木県立リハビリテーションセンター 那須南病院	済生会宇都宮病院 上都賀総合病院 芳賀赤十字病院 那須赤十字病院 足利赤十字病院 佐野厚生総合病院 新小山市民病院 那須南病院
災害拠点病院 へき地医療拠点病院 地域医療支援病院	自治医科大学附属病院 獨協医科大学病院	自治医科大学附属病院 獨協医科大学病院 とちぎメディカルセンターしもつが 国立病院機構栃木医療センター 国立病院機構宇都宮病院 地域医療機能推進機構うつのみや病院 国際医療福祉大学塩谷病院	自治医科大学附属病院 獨協医科大学病院 とちぎメディカルセンターしもつが 国立病院機構栃木医療センター 国立病院機構宇都宮病院 地域医療機能推進機構うつのみや病院 獨協医科大学日光医療センター 日光市民病院 国際医療福祉大学塩谷病院 佐野市民病院